

◇ 令和4年度 保存樹木・樹林制度のご案内 ◇

1. 保存樹木・樹林の指定について

足立区では、個人宅や寺社等で良好な緑を形成している樹木を、保存樹木・樹林として指定しています。所有者(管理者)の皆様からのお申し出があった場合、区が基準を満たすか調査して、指定いたします。

◇指定の基準◇

- ・保存樹木: 樹木の高さ 10m以上、地上 1.2mにおける幹周りが 1.5m以上
- ・保存樹林: 樹木の一集団が占める土地の面積が 300 m²以上
上記による大きさのほかに、樹木の勢い、形、立地条件などを確認します。

保存樹木・樹林の管理は、それぞれの所有者(管理者)の方が行うことになっています。
指定を受けた場合は、地域のみなさんからも愛される、貴重な緑の財産として、将来にわたって保存していただきますようお願いいたします。
区では、剪定費用の補助や、補助金をお支払いするなどのお手伝いをいたします。

2. 保存樹木・樹林の補助金の交付について

保存樹木・樹林を所有(管理)されている方に、10月1日を基準日として、年に1回、補助金をお支払いします。

(1)保存樹木

①固定資産税課税対象地にある樹木	②固定資産税非課税対象地にある樹木
・1本目 8,000 円/年	・1本目 5,000 円/年
・2本目以降1本につき 5,000 円/年	・2本目以降1本につき 3,000 円/年
(限度額 150,000 円/年)	(限度額 100,000 円/年)

(2)保存樹林

- ①固定資産税減免措置のない土地の保存樹林
 - ・ 300 m²から 1,000 m²までのもの 40,000 円/年
 - ・ 1,001 m²から 2,000 m²までのもの 80,000 円/年
 - ・ 2,001 m²から 3,000 m²までのもの 120,000 円/年
 - ・ 3,001 m²以上のもの 150,000 円/年
- ②固定資産税減免措置のある土地の保存樹林
 - ・ 上記の区分により算定した補助金の 4分の3 の額



3. 保存樹木・樹林の管理支援等について((1)～(3)は要事前申請)

(1)樹木剪定

剪定や病虫害防除など、樹木を適正に維持するための費用の半額を区が負担します。

詳細は裏面をご参照ください。

(2)健全育成

老化した樹木の診断や樹勢回復、支柱の設置など、樹木が健全に育成するための処置費用の全額を区が負担します。

(3)秋期落ち葉収集

秋期の落ち葉等の委託事業者による収集を、区で行います。

落ち葉の収集期間は秋期(例年11月～1月)に限ります。

(4)春期落ち葉収集

春期の落ち葉等を足立清掃事務所による無料収集できる『保存樹落ち葉シール』を配布します。

シール貼付による収集期間は概ね春期(例年4月～6月)に限ります。

(5)賠償責任保険

管理上の不備などにより、第三者に損害を与えた場合などに適用する保険に適用されます。万一の事故が発生した場合は、緑化推進係までご連絡ください。

(6)カラスの巣について

カラスは鳥獣保護法により保護されているため、むやみに駆除できません。3月から7月頃の繁殖時期に威嚇されたり、人的被害が発生した場合に限り、許可業者による卵・ヒナ等の撤去が可能です(マンション・事業所は自己負担)。

カラスの巣については、緑化推進係、または生活衛生課庶務係Tel3880-5375までご連絡ください。

(7)ハチの巣について

ハチの巣については、スズメバチの巣は区で撤去いたしますが、アシナガバチやミツバチの巣は撤去していません。

アシナガバチやミツバチは、巣を刺激したり、手で振り払ったりしなければ、刺されることはほとんどありません。

スズメバチの巣については、緑化推進係、または生活衛生課生活衛生係Tel3880-5374までご連絡ください。

○ 令和4年度 管理支援（樹木剪定）のご案内 ○

剪定や病虫害防除など、保存樹木を適正に維持するための費用の半額を助成します。

◇助成の条件◇

- ・足立区が指定する下記の業者による作業となります。
- ・助成限度額 一申請者あたり 保存樹木 15万円／年度
保存樹林 50万円／年度
- ・同一樹木の助成申請は4年程度の経過が必要です。
- ・助成をご希望の際は、**事前の申請**が必要となります。担当までご連絡下さい。

◇剪定費用◇

樹形の骨格づくり（半額助成）		
樹木本来の自然形を活かしながら、高さを調整し、枝葉を透かすなどの剪定です。		
内 容	1本当り金額（税込）	ご負担金額（税込）
幹周 120cm 未満	36,300円	18,150円
幹周 120～150cm 未満	58,740円	29,370円
幹周 150～170cm 未満	98,780円	49,390円
幹周 170～190cm 未満	111,760円	55,880円
幹周 190～210cm 未満	133,100円	66,550円
幹周 210～230cm 未満	159,940円	79,970円
幹周 230～260cm 未満	209,600円	104,500円
幹周 260～300cm 未満	275,000円	137,500円
幹周 300cm 以上	378,400円	※

※保存樹木：上限15万円のため、378,400円－150,000円＝228,400円

保存樹林：上限50万円のため、378,400円÷2＝189,200円

*支払いの際に、口座振替手数料が発生する場合は、手数料分もご負担願います。

*発生材処分費、保安要員の配置、高所作業の費用は区が負担いたします。

*病虫害の防除も対応しますのでご相談ください。

◇お願ひ◇

- ・作業適期間 常緑樹：梅雨前（4～6月）／落葉樹：落葉期（10～3月）
- ・強い剪定は樹勢を弱めたり樹形が崩れる原因となる場合があるためご遠慮ください。
- ・時期によっては、ご申請から作業まで数ヶ月を要する場合がございます。恐れ入りますが、**あらかじめご了承ください。**

＜問い合わせ・連絡先＞ 足立区パークイノベーション推進課 緑化推進係

電話 03-3880-5188 FAX 03-3880-5620

【令和4年度 足立区の指定業者】 ★…健全育成 ☆…樹木剪定

- ★☆☆株式会社アカネ (加賀二丁目) 担当 三浦 毅 電話 03-5473-9344
- ★☆☆浅香園芸株式会社 (加賀二丁目) 担当 石橋 勉 電話 03-3899-5500
- ☆有限会社上田造園 (千住大川町) 担当 上田米一 電話 03-3888-3714
- ★☆☆株式会社後藤造園 (栗原二丁目) 担当 高田貞夫 電話 03-3885-9719
- ☆横田造園株式会社 (舎人一丁目) 担当 横田幸介 電話 03-3897-9553
- ★☆☆岩田造園土木株式会社 (谷中一丁目) 担当 岸本昭雄 電話 03-3620-6494
- ★☆☆株式会社呉竹造園 (舎人五丁目) 担当 田村 農 電話 03-3857-3893
- ★ 株式会社宝来左松島 (加平二丁目) 担当 松島桂子 電話 03-6319-9127